

栃木県入札適正化委員会（第2回）の概要について

- 1 開催日 令和6（2024）年12月19日（木） 午後2時から
- 2 開催場所 栃木県庁舎北別館会議室401
- 3 出席委員 委員長 藤島 博英 足利大学工学部講師
委員 飯村 耕介 宇都宮大学准教授
委員 岡田 豊子 建築士
委員 小野 民樹子 弁護士
委員 横須賀 徳博 弁護士
(委員5名中、出席委員5名)
- 4 審議対象期間 令和6（2024）年4月1日から令和6（2024）年9月30日まで
- 5 対象案件 総数 850件
抽出案件 5件
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)

6 議事等の概要

(1) 報告事項

- 1 入札及び契約手続きの運用状況及び指名停止の運用状況等について
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の適用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。
- 2 審議案件の選定理由について
横須賀委員から審議案件事案を選定した理由について報告がありました。

(2) 審議事項

- 1 「板室発電所 主要機器更新等工事」について
 - ・工事箇所 那須塩原市板室896
 - ・企業局電気課発注（一般競争入札）
- 2 「とちぎ健康の森本館空調設備改修工事」について
 - ・工事箇所 宇都宮市駒生町
 - ・県土整備部建築課発注（一般競争入札）
- 3 「橋梁補修工事 藤原塩原線白滝橋その1（道路メンテ）」について
 - ・工事箇所 日光市白滝橋
 - ・県土整備部日光土木事務所発注（指名競争入札）
- 4 「護岸工事 巴波川その2（激甚対策）」について
 - ・工事箇所 栃木市大町
 - ・県土整備部栃木土木事務所発注（指名競争入札）
- 5 「令和6年度 県単治山事業 側壁工外工事」について
 - ・工事箇所 日光市南小来川 イタドリ沢
 - ・環境森林部県西環境森林事務所発注（随意契約）

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議案件1について】

- Q 今回の入札では参加者が1者となっていますが、担当部局として何者から応札があると見込んでいましたか。
- A 発注段階の想定としては最大10者を想定していました。入札条件として設定した出力の水車発電機を施工した実績を持つ者は10者、そのうち4者は板室発電所を上回る出力の水車発電機の施工実績がありました。
- Q 結果として1者からの応札となった要因についてどのように考えていますか。

A 1者からのみの応札となった要因として、本工事が内部点検だけでなく水車、発電機固定子の更新を含んだ工事であり、特に水車の更新には付属するケーシング及びドラフトの形状を考慮した施工が必要であるため、設置者でないとなれば難しい工事となることを見込んで手を挙げなかったと考えております。

Q 当初の納入者である富士電機(株)以外では、入札に参加しづらい要因があったということですか。

A そのとおりです。技術的に全く困難ということではありませんが、他業者からすると難しい要因があったと考えております。

Q 本工事の内、内部点検と水車や発電機等の更新を分けて入札を実施していれば、応札者が増えたと考えられないでしょうか。

A 水車及び発電機は一体で動作するため、分割して施工することは困難なため一括発注としております。

Q 地域精通度の評価区分として地域内拠点の有無を設定し、「県内に本店(建設業法に基づく主たる営業所)を構えている場合」は2点を加点していますが、県内に該当する業者はいますか。

A 県内には加対象となる業者はいませんでした。

【審議案件2について】

Q 分離・分割発注の案件となっておりますが、他の案件についてはどのような状況となっておりますか。

A 本案件につきましては管工事となっておりますが、他の案件につきましては電気工事となっております、本案件に応札した者とは別の3者から応札がありました。

Q 3者JVとした理由をおしえてください。

A 栃木県共同建設企業体取扱要領に基づき、単独ではなくJVでの発注をしました。また、工事の規模等から、3者JVが妥当であると判断しました。

【審議案件3について】

Q 栃木県設備業協会員のうち塗装工事部会員を指名対象としているのは、技術的な適性を考慮しているためとの説明でしたが、会員以外の企業では対応が難しいと考えてよろしいですか。

A 塗装工事のAランク業者については、構造物の塗装関係と舗装の区画線関係の専門業者があり、今回の対象工事が橋梁の塗装であるため、その専門業者である栃木県設備業協会員の塗装工事部会員を指名しています。

Q 工事名に「その1」とありますが、関連工事などはありますか。

A 現在のところ、ありません。

【審議案件4について】

Q 工事名に「その2」とありますが、関連工事などはありますか。

A あります。今後、流入施設に係わる土木一式工事や、機械設備工事、電気工事などが予定されており、適時これらの工事を発注していくこととなります。

Q 「その1」工事は発注済みですか。

A そのとおりです。本工事より下流の流出施設部の護岸工事であり、既に完了しております。

Q 今後発注予定の工事も指名競争入札で行われるのですか。

A 工事規模等により、総合評価落札方式等を含め適切に選択していくこととなります。

Q 今回の工事について、工事規模をもう少し大きくし、一般競争入札により執行するという事は検討しなかったのでしょうか。

A 本工事については、事業のステップとして右岸側の護岸工事に限定し発注、施工を進めることが適切と判断し、今回の発注としました。

【審議案件5について】

Q 本件工事を実施することとなった原因である、予算不足による設計変更が生じた経緯について教えてください。

A 主な2点について説明します。1点目は、資材運搬路整備において当初想定していた土質より脆弱な土質が現れたため切土勾配を変更したことによる切土量の増や、資材運搬路の路面浸食の防止と走行性確保を図るためのコンクリート路面工の施工延長が増となったためです。2点目は、谷止工の掘削や資材運搬路作設の際の切土で発生する支障木の根株について、当初は地権者の了解の下、現場周辺の森林内に自然還元する予定としていましたが、実際に発生した根株量が地権者の想定を超えていたことから、地権者からの求めにより処分場へ搬出することとなり、運搬費と処分費が増

加したためです。

Q 担当部局としてこのような変更はやむを得ないということでしょうか。

A そのとおりです。

Q 他の業者と契約する場合より安価に計上できる見込みとありましたが、どのようにして見込めたのでしょうか。

A 実際に合算随契する場合と単独発注する場合とでそれぞれ積算し比較しています。

Q 随契による施工管理、工程管理のメリットとして、どのようなものがありますか。

A 重機の回送の手間が省けることや、位置、構造等について熟知していること等がメリットになります。また、他の業者になると施工区域が近接していることから、事故等の防止のために業者間で調整等が必要となりますが、そのような点が省けることも有利であります。